

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

V ILO

概要

一、八四年六月の第七〇回総会は、雇用政策にかんする勧告(第一六九号)、途上国の生産向上、最貧国対策の二つの決議を採択した。また、三年ごとの理事改選をおこない、日本は常任理事国としての政府理事のほか、労使それぞれの理事が当選した。中国は政府が常任理事国であるほか、労働者側の副理事が選ばれた。国際労働基準をテーマとした事務局長報告をめぐる一般討議では、各国代表からさまざまな意見や提案が出され、その結果、八四年十一月、八五年二～三月の両理事会で国際労働基準の問題を子細に検討するための特別作業部会(三者構成)が設けられることになった。

一、総会以外の主要な会議としては、繊維、食品、内陸運輸、ホワイトカラーの各産業委員会、合同海事委員会、郵電合同委員会、新技術と安全衛生専門家会議、労働者教育コンサルタント会議、技術諮問委員会、炭鉱保安モデルコード専門家会議、企業倒産時の労働者保護専門家会議などが開かれ、それぞれの分野における社会労働問題が検討された。

一、ポーランドの条約違反をとりあげた審査委員会報告が八四年六月に公表され、同年十一月の理事会でテイク・ノートされたことから、ポーランド政府は十一月二三日付でILOに脱退通告をおこなった。東欧八カ国はこれを支持し、八五年三月にはブランシャールILO事務局長に「ILOの状況に関する社会主義諸国の宣言」を送ってILO批判をおこない、ILO内における東西対立がきわだった。

一、八三年総会に一二年ぶりでILO活動への参加を再開した中国のため、八五年一月北京にILO事務所が開設され、ILOと中国との協力関係が促進されることになった。また、八四年九月には、中国人初のILO事務局長補ジン・フーヤオ(金輔耀)が来日、政労使三者の首脳と会談した。

一、調査研究活動の成果が各種の刊行物として発表されたが、主なものは『ワールド・レイバー・レポート第二巻』、『社会保障費の国際比較』、『労働条件のキュムラティブ・ダイジェスト』などである。

一、加盟国による条約批准総数は、八五年六月一日現在五二〇〇となった。日本の批准数は三七で、加盟国全体の平均批准数三四をやや上回るが、常任理事国(一〇カ国)の平均五四をかなり下回る。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

